No.1

公　示　送　達　書

令和８年１１月１３日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長　仲　田　一　彦

送達する書類

令和８年度　軽自動車税納税通知書

公示送達される方

番号	氏　　名
1	有限会社　西原建設
2	以下余白
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	